

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 21 | 生活保護に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下呂市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下呂市長

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-----------------------------|--|
| ①事務の名称 | 生活保護に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)及び行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1 生活保護に関する事務 ①保護の決定及び実施に関する事務 ②保護の開始に伴う審査に関する事務 ③職権による保護の開始または変更に関する事務 ④保護の停止または廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還または徴収に関する事務 ⑨返還金・徴収金の収納に関する事務</p> <p>2 医療扶助のオンライン資格確認導入に関する事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 (②～④について、委託元:下呂市福祉事務所、委託先:社会保険診療報酬支払基金)</p> <p>3 公金受取口座を活用した給付の実施 生活保護費の支給において、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p> |
| ③システムの名称 | 生活保護システム、生活保護版等レセプト管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 生活保護ファイル、生活保護等版レセプト管理情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の15の項及び101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第8号、別表第二 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報保護委員会規則で定めるもの</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120、121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、9条、11条、12条、13条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、55条の2、55条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の第26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|--|
| ①部署 | 福祉部 社会福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 社会福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 下呂市福祉部社会福祉課 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 電話 0576-52-3936 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 下呂市福祉部社会福祉課 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 電話 0576-52-3936 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年12月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年12月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

